

| | |
|------------------|--|
| 1 開発システム名（新規・変更） | ワクチン接種記録システム |
| 2 目的 | 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種にあたり、自治体がワクチン接種の状況を可能な限り逐次把握することを可能にし、ワクチン接種の円滑化を図ることを目的として、国が開発し自治体に提供する「ワクチン接種記録システム」を利用するもの。 |
| 3 開発システム概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種の際に、接種会場において、接種者の情報を国が配布する端末で読み取る。これにより、住民一人一人の接種情報が接種記録システムに登録される。 ・接種記録システムにおいて、事前に登録した本人情報と接種情報を突合し、個々の自治体のデータとして保存される。 ・自治体は、接種記録システムにアクセスすることにより、住民の接種状況を逐次で把握することができる。 ・LG-WAN回線でのみ接続可能で、自治体は、システム内の論理的に区分された自治体の領域において各データを管理する。 ・利用開始日：令和3年4月5日 |
| 4 現状・問題点及び開発の必要性 | 新型コロナワクチン接種事業は、従来の予防接種事業と異なり、市民（16歳以上）約14万人が短期間に2回の接種を要し、記録の管理が煩雑となる。また、ワクチンの性質と国民的関心の高さから、多数の問い合わせが予想される。 こうした中、現行の、自治体ごとに保有する予防接種台帳に記録を入力するという手法では、データ化されるまでに2～3か月かかる。迅速なデータ化ができない場合、接種履歴などに対する市民からの問い合わせに対応することは困難である。ワクチン接種記録システムを利用することで、接種券の紛失などにより接種したかどうか不明な場合でもシステムによる確認が可能となるほか、接種状況がすぐに数値化され政策に生かすことができる。 |
| 5 記録項目 | 個別宛名番号、マイナンバー、氏名、カナ氏名、生年月日、性別、接種券番号、転出／死亡フラグ、先行接種対象者、要配慮者、接種自治体名、接種会場名、券種、接種回数、接種日、接種医師名、ワクチンメーカー、ワクチンロット番号、ワクチン接種量 |
| 6 出力帳票 | なし |
| 7 開発の効果 | 接種状況を逐次確認し、様々な問い合わせに対応することが可能となる。また、接種記録の管理、データ化が迅速に行え、効率化が図れる。 |
| 8 外部への資料提供 | 本市から転出した者について、転出先自治体から接種履歴の照会があった場合に、次の項目を提供する。なお、照会と提供はいずれも接種記録システム上で行う。 氏名、生年月日、性別、接種券番号、先行接種者／要配慮者、接種回数、接種日、接種ワクチン、ロット番号、接種量、接種自治体、接種会場 |

| | |
|----------|---------------------------|
| 9 非開示事項 | なし |
| 10 委託処理 | なし |
| 11 管理責任者 | 新型コロナウイルス感染症医療対策室長 牧田 晶生 |
| 12 実務責任者 | 新型コロナウイルス感染症医療対策室主査 松井 顕子 |

資料 4

システム開発（変更）計画書

新型コロナウイルス感染症医療対策室 ワクチン接種記録システム

| | |
|------------------|--|
| 1 開発システム名（新規・変更） | ワクチン接種記録システム |
| 2 目的 | 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務（法定受託事務）の一手続として、接種者からの申請に基づき接種証明書を交付しているが、現在の窓口交付及びアプリ交付に加え、コンビニ交付が開始されることから、それに対応するためのシステム変更を行う。 |
| 3 開発システム概要 | ワクチン接種記録システムは、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種にあたり、ワクチン接種の円滑化を図ることを目的に、国がシステム開発し、自治体に提供しているものである（LG-WAN回線）。当該システムを利用し、接種証明書を交付しているが、コンビニ交付が開始されることに伴い、国においてシステム改修が行われるもの。また、コンビニ交付にあたって、ワクチン接種記録システムと地方公共団体情報システム機構が運営する証明書交付センター（J-LIS）の結合が行われる。 |
| 4 現状・問題点及び開発の必要性 | スマートフォンを持っていない場合や、電子ではなく紙での接種証明が必要な場合、現在は窓口での申請が必要であるが、コンビニ交付が開始されれば、窓口の開庁時間に限らず最寄りのコンビニで接種証明書の取得が可能となり、利便性の向上に資する。 |
| 5 記録項目 | 個別宛名番号、マイナンバー、氏名、カナ氏名、生年月日、性別、接種券番号、転出／死亡フラグ、先行接種対象者、要配慮者、接種自治体名、接種会場名、券種、接種回数、接種日、接種医師名、ワクチンメーカー、ワクチンロット番号、ワクチン接種量、旅券番号 |
| 6 出力帳票 | 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 |
| 7 開発の効果 | 接種証明書のコンビニ交付が可能となり、住民の利便性が向上する。 |
| 8 外部への資料提供 | なし |
| 9 非開示事項 | なし |
| 10 委託処理 | なし |
| 11 管理責任者 | 新型コロナウイルス感染症医療対策室長 牧田 晶生 |
| 12 実務責任者 | 新型コロナウイルス感染症医療対策室主査 松井 顯子 |

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付サービスに関する規約

第1章 総則

第2章 接種証明書コンビニ交付サービス申込

第3章 個人情報の取扱い等

第4章 セキュリティ

第5章 雜則

附則

第1章 総則

(規約の適用)

第1条 市区町村（以下「規約同意者」という。）は、規約同意者の新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（以下「接種証明書」という。）のコンビニエンスストア等のキオスク端末における自動交付（以下「接種証明書コンビニ交付サービス」という。）の実施に関し、本規約が適用されることに同意するものとする。

(用語の定義)

第2条 本規約において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号カード 規約同意者が接種証明書コンビニ交付サービスにより接種証明書を交付する際に必要となる個人番号カード
- (2) コンビニ事業者等 地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が証明書等自動交付サービス契約特約合意書等を締結するコンビニエンスストア事業等を行う者
- (3) 取扱店 コンビニ事業者等の直営店及び加盟店（コンビニ事業者等とエリアフランチャイズ契約を締結している法人が存在する場合はその直営店及び加盟店を含む。）
- (4) キオスク端末 不特定多数の人がタッチパネル等の簡単な操作により、必要な情報にアクセスしたり、様々なサービスを利用したりすることができる端末装置
- (5) 利用者 接種証明書コンビニ交付サービスを利用するための手続が完了した個人番号カードを使って、キオスク端末から接種証明書コンビニ交付サービスを利用する者
- (6) 証明書交付センター 規約同意者とコンビニ事業者等とを中継するための機構が運営するデータセンター
- (7) コンビニECセンター キオスク端末事業者が管理運営するデータセンター
- (8) 証明書データ 利用者の申請により交付された接種証明書を印刷するための電子化されたデータ

(各主体の規約上の関係)

第3条 機構、デジタル庁及び規約同意者の規約上の関係は次のとおりとする。

(1) 機構とデジタル庁との関係

機構は、接種証明書コンビニ交付サービスの提供に必要なコンビニ事業者等との調整（コンビニ事業者等へのキオスク端末の提供事務の委託及び証明書交付センターシステムの接種証明書コンビニ交付サービスに係る機能の一部をコンビニ事業者等へ提供するための調整を含む。）及び取りまとめを行う。加えて、機構は、証明書交付センターシステムの接種証明書コンビニ交付サービスに係る機能が稼働する環境となるシステム、ネットワーク等を運用する。デジタル庁は、機構が設置する証明書交付センターのシステムの環境に接種証明書コンビニ交付サービスに係る機能を追加するとともに、これを運用する。

(2) 機構と規約同意者との関係

機構は、本規約に基づき、デジタル庁と連携し、規約同意者に対して接種証明書コンビニ交付サービスを提供する。

(3) デジタル庁と規約同意者との関係

デジタル庁は、本規約に基づき、機構と連携し、接種証明書コンビニ交付サービスの一部として、証明書交付センターシステムの接種証明書コンビニ交付サービスに係る機能を規約同意者に対して提供する。

(規約の変更)

第4条 機構及びデジタル庁は、本規約を変更することができる。本規約が変更された後の接種証明書コンビニ交付サービスの利用に関しては、変更後の本規約によるものとする。

2 機構及びデジタル庁は、本規約を変更するときは、事前にその内容を規約同意者に通知するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第5条 機構は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の規約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
 - (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる。
 - (3) 役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる。
 - (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしたと認められる。
 - (5) 役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき關係を有していると認められる。
- 2 機構は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて規約同意者の信用を毀損し、又は規約同意者の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

(関係法令等の遵守)

第6条 機構、デジタル庁及び規約同意者は、関係法令等を遵守し、本規約に基づき、協力して誠実に接種証明書コンビニ交付サービスを履行しなければならない。

(取扱店におけるキオスク端末の提供事務の取扱い)

第7条 機構は、デジタル庁と連携し、キオスク端末を利用者が自ら操作することにより交付申請を行い、規約同意者の接種証明書の交付を受けられるサービスを提供するものとする。

- 2 機構は、デジタル庁及び規約同意者と連携し、接種証明書の交付申請を受け付け、証明書データを作成するためのシステムをコンビニ事業者等に提供するものとする。
- 3 キオスク端末は、利用者の操作により、個人番号カードを読み取り、本人認証を受けた後、接種証明書の交付申請及び所要の申請内容の入力を受け付けるものとする。
- 4 キオスク端末は、規約同意者から交付された証明書データを受信し、利用者による定められた発行

料の支払を確認の上、接種証明書を出力するものとする。

- 5 キオスク端末は、利用者に発行料が記載された領収書を発行するものとする。
- 6 キオスク端末は、交付業務の完了結果を規約同意者及び機構に通知するものとする。

第2章 接種証明書コンビニ交付サービス申込

(サービス申込)

第8条 接種証明書コンビニ交付サービスの実施を希望する規約同意者は、サービス開始日前までに証明書交付サービス参加申込を行うものとし、当該参加申込をもって、本規約に同意したものとみなす。

(接種証明書コンビニ交付サービスの提供)

第9条 機構は、別途示すサービス開始日から、接種証明書コンビニ交付サービスを提供するものとする。

(サービス実施の停止)

第10条 規約同意者は、機構及びデジタル庁が別途示す方法・時期において、あらかじめ接種証明書コンビニ交付サービスの実施を停止したい旨を機構及びデジタル庁に通知することにより、当該サービスの実施を停止することができるものとする。

(新規参加コンビニ事業者等への対応)

第11条 キオスク端末の提供事務等の提供事業者として新たなコンビニ事業者等を追加する場合、機構は、所定の手続をもって参加申請を受け付け、参加条件を満たしていることを確認した上で、参加を認めるものとする。

- 2 新たなコンビニ事業者等の参加を認める場合は、規約同意者に周知するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 機構は、接種証明書コンビニ交付サービスの履行により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(料金等)

第13条 接種証明書コンビニ交付サービスの実施に当たっての規約同意者の料金は、当面、無料とする。
2 利用者が接種証明書コンビニ交付サービスにより接種証明書の交付を受けるために支払う発行料は、証明書1通当たり 120 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

(サービス提供時間)

第14条 接種証明書コンビニ交付サービスの提供時間は、午前 6 時 30 分から午後 11 時 0 分まで（年中無休。故障対応を含むメンテナンス時間は除く。）とする。

- 2 機構及びデジタル庁は、コンビニ事業者等の管理するシステムの保守等により、接種証明書コンビニ交付サービスの停止が必要な場合は、前項の提供時間外で実施することを前提とする。
- 3 機構及びデジタル庁は、やむを得ない事情又はシステム障害等が発生したことにより接種証明書コンビニ交付サービスを停止させる必要が生じた場合は、規約同意者に通知の上、キオスク端末の画面又は店舗の案内により、利用者に告知するものとする。

(取扱店でのサービス提供)

第15条 取扱店に設置するキオスク端末は、その画面上において、接種証明書コンビニ交付サービスの選択ボタンを表示するとともに、利用者にコンビニ交付の取扱いを告知するものとする。

- 2 取扱店は、次の各号に該当する場合は、接種証明書コンビニ交付サービスを提供できないものとし、取扱いできない旨をキオスク端末の画面上に表示するものとする。

(1) 個人番号カードの破損、汚損等により読み取りができない場合、その他個人番号カードに起因する障害等がある場合

(2) 証明書交付センター又は規約同意者のサービス提供時間外の場合

(履行場所)

第 16 条 接種証明書コンビニ交付サービスの履行場所は、機構の所在地、コンビニ事業者等の所在地及び取扱店の所在地とする。

(接種証明書等の置き忘れ時の対応)

第 17 条 キオスク端末から交付された接種証明書又は個人番号カードを利用者が置き忘れ、取扱店で回収した場合は、原則、取扱店では、遺失物として警察に届けるものとする。

2 取扱店は、利用者が置き忘れた接種証明書又は個人番号カードを、利用者以外の者が取得し、悪用した場合でも、その責任を負わないものとする。

(事故発生時等の対応)

第 18 条 機構及びデジタル庁は、接種証明書コンビニ交付サービスの履行に当たり、事故の発生を確認したとき又はやむを得ない事由により義務を履行することができないときは、直ちに相手方に連絡をするとともに、相互に協力して必要な措置を講じるものとする。

2 キオスク端末に送信する証明書データの生成、偽造防止対策、接種証明書のキオスク端末へのデータ送信に関しては、デジタル庁及び機構が責任を負うこととし、キオスク端末に送信する証明書データの生成、偽造防止対策、接種証明書のデータ送信に関して事故が発生した場合、デジタル庁及び機構は速やかに事態の全容解明及び早期解決に努めるとともに、規約同意者に状況を報告するものとする。

(苦情又は照会への対応)

第 19 条 接種証明書の内容に関しては、規約同意者が責任を負うこととし、これに関する苦情又は照会に対しては、規約同意者が対応するものとする。

(証明書交付完了通知の伝送)

第 20 条 機構及びデジタル庁は、接種証明書の交付が完了した都度、完了通知をワクチン接種記録管理システム（VRS）に伝送するものとする。

(証明書データの消去処理)

第 21 条 機構、デジタル庁及びコンビニ事業者等は、接種証明書の印刷終了後、証明書データを消去するものとする。ただし、ワクチン接種記録管理システム（VRS）にて管理している証明書の発行元データを除く。

第 3 章 個人情報の取扱い等

(個人情報の秘密保持義務)

第 22 条 機構及びコンビニ事業者等は、個人情報について、善良なる管理者の注意をもってその秘密を保持するものとし、本契約の履行に従事する者に使用させる場合を除き、第三者に開示してはならないものとする。契約の期間満了後又は解約・解除後も同様とする。

(対象となる個人情報)

第 23 条 前条の個人情報とは、次に掲げる接種証明書コンビニ交付サービスの利用者の情報を指す。なお、紙媒体に記載されているものであるか、又は電子計算機等のシステムにより処理されているものであるかは問わない。

- (1) 接種証明書コンビニ交付サービスにより出力された接種証明書
- (2) 前号の接種証明書を交付することにより作成される一切の文書

(個人情報保護に関する管理体制)

第 24 条 機構は、コンビニ事業者等に対して本規約の内容を十分理解し実践する能力のある者のうち

から個人情報取扱責任者を選定し、接種証明書コンビニ交付サービスを行うこととする。なお、コンビニ事業者等は、個人情報取扱責任者を選定して、個人情報保護の徹底が図られるよう接種証明書コンビニ交付サービスの履行に従事する者に対する教育訓練、各種安全対策の実施等を適切に行わせるものとし、その責任を負うものとする。

第4章 セキュリティ

(セキュリティ対策)

第25条 機構は、セキュリティ対策について、機構が定める別紙「証明書等自動交付サービス（コンビニ交付）に係るセキュリティ確保について」をコンビニ事業者等に遵守させるものとする。

第5章 雜則

(管轄裁判所)

第26条 機構、デジタル庁又は規約同意者との間における一切の訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第27条 本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じたときは、必要に応じて規約同意者の意見を聴取した上で、機構及びデジタル庁の間で協議し定め、規約同意者に示すものとする。

附 則

本規約は、令和4年7月1日から適用する。

別紙

証明書等自動交付サービス（コンビニ交付）に係るセキュリティ確保について

1 コンビニECセンター

コンビニECセンターは、次の条件を遵守するものとする。

- (1) 行政サービス専用のルータを設置し、他のルータからの接続を禁止すること。
- (2) 外部接続用ファイアウォールによって外部ネットワーク及び内部ネットワークから隔離された区域（以下「DMZ」という。）を設置し、IPアドレス及びプロトコルレベルで通信を制限することにより、「DMZ-外部事業者等」及び「DMZ-取扱店」の通信のみを許可し、「外部事業者等-取扱店」の通信は禁止すること。
- (3) 前項のDMZにコンビニ取扱店ネットワークと証明書交付センターを中継するための機能を有するサーバを設置し、セキュリティリスクを低減すること。

2 取扱店ネットワーク

取扱店ネットワークは、次の条件を遵守するものとする。

- (1) 閉域性の確保された専用回線を使用し、第三者からのアクセスを排除すること。
- (2) 通信時に証明書データを暗号化（SSL）すること。
- (3) 店舗ネットワークとの接続は全てコンビニECセンター経由とし、コンビニECセンターで許可された通信のみ接続可能とすること。
- (4) 毎年セキュリティ診断を実施すること。

3 取扱店内システム

取扱店内システムは、次の条件を遵守するものとする。

- (1) ルータ等のネットワーク機器は、警備会社等が保有する鍵により施錠管理すること。
- (2) 取扱店ルータによりプロトコルレベルで取扱店内通信を制限すること。
- (3) 取扱店のオーナー及び従業員は、ストアコントローラー等のプログラムを操作できない仕組みとすること。
- (4) 取扱店内無線ネットワークは、認証セキュリティを採用するとともに、取扱店に設置する端末装置（以下「キオスク端末」という。）と接続しない仕組みとすること。

4 キオスク端末

キオスク端末は、次の条件を遵守するものとする。

- (1) 個人番号カード又は住民基本台帳カードを利用すること。
- (2) 証明書データは、セキュリティソフト（ISO/IEC15408認証の取得必須）により、印刷後、キオスク端末から消去すること。
- (3) キオスク端末保守員以外の者がキオスク端末にアクセスすることを、鍵により物理的に排除すること。
- (4) キオスク端末保守員以外の者がキオスク端末のシステムにアクセスすることを、パスワードにより排除すること。
- (5) キオスク端末による証明書等の交付日時等をログにより保存すること。
- (6) 取扱店のオーナー及び従業員は、キオスク端末のプログラムを操作できない仕組みとすること。
- (7) キオスク端末の障害発生時には、取扱店レジ及びキオスク端末保守センターへの自動通知等により適切に対応できること。

- (8) ストアコントローラー等によりキオスク端末の接続状況を監視すること。
- (9) 証明書等自動交付事務に携わる事業者にISMS認証の取得を推奨すること。
- (10) 取扱店の店主による不正行為は、フランチャイズ契約により禁止すること。
- (11) 取扱店の従業員による不正行為は、就業規則により禁止すること。
- (12) 取扱店内に監視カメラを設置すること。

新型コロナワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項

令和4年7月1日

(目的)

第1条 本確認事項（以下「本規約」という。）は、デジタル庁（令和3年8月31日以前においては、内閣官房情報通信技術総合戦略室とし、令和3年9月1日以降においては、デジタル庁とする。以下同じ。）が株式会社ミラボ（以下「ミラボ社」という。）に委託して運営する新型コロナワクチン接種記録システム（個人からインターネットを通じて新型コロナワクチン接種証明書（以下「接種証明書」という。）の交付申請を受け付け、交付された接種証明書を個人がインターネットを通じて電子ファイルとして取得可能とする機能（以下「電子交付機能」という。）及び個人からコンビニエンスストア等のキオスク端末を通じて接種証明書の交付申請を受け付け、交付された接種証明書を同キオスク端末を通じて個人が取得可能とする機能（以下「コンビニ交付関連機能」という。）を含む。以下「VRS」という。）を市町村及び特別区（以下「市区町村」という。）が利用するに際し同意していただくことが必要な事項を定めるものです。

(各主体の契約又は規約上の関係)

第2条 デジタル庁、ミラボ社及び市区町村の契約又は規約上の関係は次のとおりとします。

(1) デジタル庁とミラボ社との関係

デジタル庁は、VRSの開発、運用及び保守をミラボ社に委託する契約（その変更契約を含む。以下「本件業務委託契約」という。）及びそれに関連し締結される「ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式契約書に関する覚書」（その変更の覚書を含む。以下「本覚書」という。）に基づきその業務の監督を行います。

(2) デジタル庁と市区町村との関係

デジタル庁は、本規約、本件業務委託契約及び本覚書に基づき、ミラボ社に本規約第4条第1項に定めるVRSの各機能（以下「VRSの機能」という。）を市区町村に対して役務として提供させるものとします。

(3) ミラボ社と市区町村との関係

ミラボ社は、本規約、本件業務委託契約及び本覚書に基づき、VRSを通じて市区町村又は個人から提供を受けた情報の管理を行うものとします。

2 本規約における用語の定義は以下のとおりとします。

(1) 個人情報とは、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する「個人情報」をいいます。

(2) 特定個人情報とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。) 第2条第8項に規定する「特定個人情報」をいいます。

(3) 特定個人情報等とは、個人情報及び特定個人情報を総称していいます。

3 市区町村は、本規約の内容を検討し、その内容に同意（法令上必要な決裁手続きを行うことを含みます。）のうえ、VRSを利用するものとします。なお、市区町村が特定個人情報等の取扱いの委託先としてミラボ社を適切に選定するのに資するため、デジタル庁は、デジタル庁がVRSの開発、運用及び保守の業務の委託先としてミラボ社を選定した理由、本件業務委託契約書（仕様書を含む）の内容の一部及び本覚書等を市区町村に対して示すものとします。追加で情報が必要となる場合は、デジタル庁へお問い合わせください。

（特定個人情報等の取扱いについて）

第3条 デジタル庁、ミラボ社及び市区町村間における特定個人情報等の取扱いは、次のとおりとします。

- (1) 市区町村は、本規約の内容を理解し、その内容に同意のうえ、VRSを通じて、特定個人情報等の取扱い（電子交付機能における番号法上の本人から個人番号の提供を受ける際の本人確認措置を含む。）をミラボ社に委託することとします。VRSを通じてミラボ社に提供する特定個人情報等の範囲は、市区町村が判断して決定するものとします。
- (2) 市区町村は、各種法令等に基づいて対応すべき特定個人情報の安全管理措置等の必要な措置に関し、特定個人情報等の取扱いを委託したミラボ社を監督するものとします。
- (3) ミラボ社は、市区町村から別途の指示がない限り、市区町村又は個人から提供を受けた特定個人情報等を本件業務委託契約書（仕様書を含む）及び本覚書に記載される安全管理及び個人情報保護措置の内容に従って行うものとし、VRSの保守運用状況に係る報告書等を市区町村に提供するものとします。ただし、ミラボ社が市区町村に対して負う責任は当該市区町村又は当該市区町村に対し接種証明書の申請を行った個人から提供を受けた特定個人情報等に係る部分に限定されるものとします。また、各市区町村はミラボ社からの報告書等の内容に特段の疑義がない場合には、別途の実地検査及び報告要求を不要とすることができるものとします。
- (4) デジタル庁が各市区町村に対してミラボ社から受領するVRSの保守運用状況に係る報告書等を提供した場合には、(3)によるミラボ社から市区町村への報告書等の提出に代えることができるものとします。
- (5) 市区町村（以下、本号において「情報保有市区町村」といいます。）は、あらかじめ

ミラボ社に同意することにより、VRSに記録されている情報保有市区町村が保有する特定個人情報等を本人が同意した他の市区町村（以下、本号において「情報照会市区町村」といいます。）へ提供することについて、情報照会市区町村において、本人の同意を確認した旨がVRSに入力されたことをもって、情報保有市区町村は、本人の同意を確認することとし、VRSの機能を活用して情報照会市区町村へ特定個人情報等を提供できるものとします。

(6) 市区町村（以下、本号において「住所地市区町村」といいます。）は、あらかじめミラボ社に同意することにより、他の市区町村（以下、本号において「接種地市区町村」という。）から提供される住所地市区町村の住民であって接種地市区町村の接種会場でワクチン接種を受けた者に係る情報を住所地市区町村の情報としてVRSに記録させることができるものとします。この場合、接種地市区町村は住所地市区町村の依頼を受けて情報の登録を行ったものとみなしますが、当該情報に個人番号は含まれないため、番号法における特定個人情報にかかる規定は適用されません。

2 市区町村は、本規約への同意により、前項（5）及び（6）についても同意したものとみなします。

（VRSの機能及びVRSにおいて管理する情報）

第4条 VRSの機能は「ワクチン接種記録システム(VRS: Vaccination Record System)への御協力のお願い」（令和3年3月5日付内閣官房 IT 総合戦略室・内閣官房番号制度推進室・厚生労働省健康局健康課予防接種室。以下「3月5日事務連絡」という。）2①から⑥までに示されたもの及び接種証明書の発行機能（電子交付機能・コンビニ交付関連機能を含む。）とし、変更がある場合にはデジタル庁が市区町村へ遅滞なく周知するものとします。

2 VRSの接種証明書の発行機能（電子交付機能・コンビニ交付関連機能を含む。）により発行する接種証明書は、その接種証明書に記載する接種記録を管理する市区町村を発行者とする証明書として発行するものとします。

3 市区町村は、VRSの機能の利用にあたり、3月5日事務連絡別紙1－2に示す項目その他デジタル庁が示す情報を、VRSにおいて論理的に区分された当該市区町村の領域において管理するものとします。

4 市区町村は、あらかじめミラボ社に同意することにより、VRSに記録されている当該市区町村が保有する情報を統計情報に加工し、当該統計情報を国（デジタル庁に限らない）又は都道府県に提供することについて、自動で行うことができるVRSの機能を利用することができるものとします。

5 市区町村は、本規約への同意により、前項についても同意したものとみなします。

6 VRSにおいて管理する特定個人情報等について、国又は都道府県は第4項に規定する

統計情報のみを利用することができ、他の特定個人情報等にアクセスすることはできないものとします。

(VRSにおいて管理する情報の管理方法)

第5条 市区町村は、VRSにおいて、当該市区町村が管理する情報について、内容の訂正、追加又は削除、消去その他の管理に伴う行為を行う権限を有するものとします。

- 2 VRSの機能において前項の行為が行うことができない場合、市区町村は、デジタル庁に対して、ミラボ社をして当該行為を行う機能を提供させるよう求めることができ、デジタル庁は応じられない合理的な理由がない限り、当該求めに応じるものとします。
- 3 市区町村は、VRSにおいて管理する情報を別の領域においてバックアップを行うものとします。

(デジタル庁の責任)

第6条 デジタル庁は、VRSの機能の提供（ミラボ社に委託する事項を含む。）及びVRSの機能の提供のために市区町村に提供する専用端末（以下「VRSタブレット端末」という。）の利用により発生する事故を原因として市区町村又は第三者に発生した損害について、責任を負うものとします。ただし、市区町村（市区町村がVRSの機能を利用させる者を含む。次条及び第8条において同じ。）の故意又は重大な過失による場合及び電子交付機能の利用規約・コンビニ交付の本人同意事項の免責事項に列挙されている事項を除きます。

- 2 デジタル庁は、市区町村のミラボ社に対する番号法に基づく監督について、第2条(1)に規定する関係に基づき、協力するものとします。

(情報到達の責任分界点)

第7条 市区町村からVRSへ送信された情報は、当該情報がVRSに記録された時にVRSに到達したものとみなします。

- 2 VRSから市区町村へ送信された情報は、当該情報が市区町村の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録がされた時に当該市区町村に到達したものとみなします。

(通信経路の責任分界点)

第8条 市区町村・VRS間の通信についてLG-WAN回線を通信経路とする場合におけるデジタル庁の責任の範囲は、市区町村の回線とデジタル庁の準備した回線の接続地点からVRSまでの範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処（損害の賠償等を含む。）及び情報の管理について、別途本規約の各規定に基づき免責される場合を除き、デジタル庁が責任を負うものとします。

- 2 市区町村・VRS 間の通信について L G - W A N 回線を通信経路とする場合における市区町村の責任の範囲は、市区町村の回線とデジタル庁の準備した回線の接続地点から市区町村までの範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処（損害の賠償等を含む。）及び情報の管理について、市区町村が責任を負うものとします。
- 3 インターネット回線を通信経路とする場合（VRS タブレット端末から接続する場合に限る。）におけるデジタル庁の責任の範囲は、VRS タブレット端末から VRS までの範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処（損害の賠償等を含む。）及び情報の管理について、別途本規約の各規定に基づき免責される場合を除き、デジタル庁が責任を負うものとします。
- 4 本条の規定は、ミラボ社の責任を免責するものではありません。

（市区町村の責任）

第9条 市区町村は、次の各号に掲げる事項を遵守し、市区町村の職員その他の市区町村が VRS の機能を利用する者（以下「システム利用者」という。）の VRS の利用を管理しなくてはならないものとします。

- (1) VRS の効率的かつ適正な利用、事故及び障害の回避に努めること
 - (2) VRS が不正に利用されることのないよう、3月5日事務連絡その他のデジタル庁が示す手順に従い、管理するシステム利用者に関する ID 及びパスワード、その他 VRS を利用するために必要な情報及びすべての機器を適切に管理し、またシステム利用者に適切に管理させること
 - (3) (2) のほか、情報の漏えい、滅失、改ざん等の防止に必要な措置を講ずること
 - (4) (2) のほか、システム利用者が VRS を適切に利用するよう管理し、必要な指導及び監督を行うこと
- 2 市区町村は、VRS タブレット端末の返却までの間においては、VRS タブレット端末を善良なる管理者としての注意をもって維持管理するものとします。なお、VRS タブレット端末についての取扱いは、必要に応じて別途合意又は方針を決定するものとします。
 - 3 市区町村は、電子交付機能・コンビニ交付関連機能を通じて個人から提供を受けた特定個人情報等について、接種種証明書の交付に関する事務に利用する目的以外の目的のために利用しないものとします。

（緊急時の措置）

第10条 ミラボ社は、デジタル庁の指示又は国若しくは市区町村の利益のために緊急の必要がある場合、市区町村の同意なく、VRS の全部または一部の機能を停止することができます。

(その他)

第11条 本規約に記載がない事項又は記載事項の疑義については、デジタル庁は市区町村の協議の求めに誠実に応じた上で、別に方針を示すものとします。

2 市区町村による本規約への同意は、別途デジタル庁が示す方法により行うこととします。

以上

「ワクチン接種証明書 発行手続
き 第5回自治体向け説明会

令和4年4月28日(木)

厚生労働省健康局健康課予防接種室
デジタル庁国民向けナビスグレープ(VRS担当)
個人情報保護委員会事務局

本日ご説明する内容

1. 接種証明書のコンビニ交付について

- ・コンビニ交付導入の趣旨
- ・コンビニ交付制度の概要
- ・接種証明書におけるコンビニ交付の概要
- ・市町村において準備いただきたい作業

2. その他（接種証明書制度の現況）

- ・諸外国との調整状況
- ・外国国内での活用
- ・接種証明書アプリのアップデート状況
- ・デジタル改革共創プラットフォーム

3. Q&A

- ・本説明会開催中に頂いたご質問への回答

1. 接種証明書のコンビニ交付について

接種証明書におけるコンビニ交付導入の趣旨

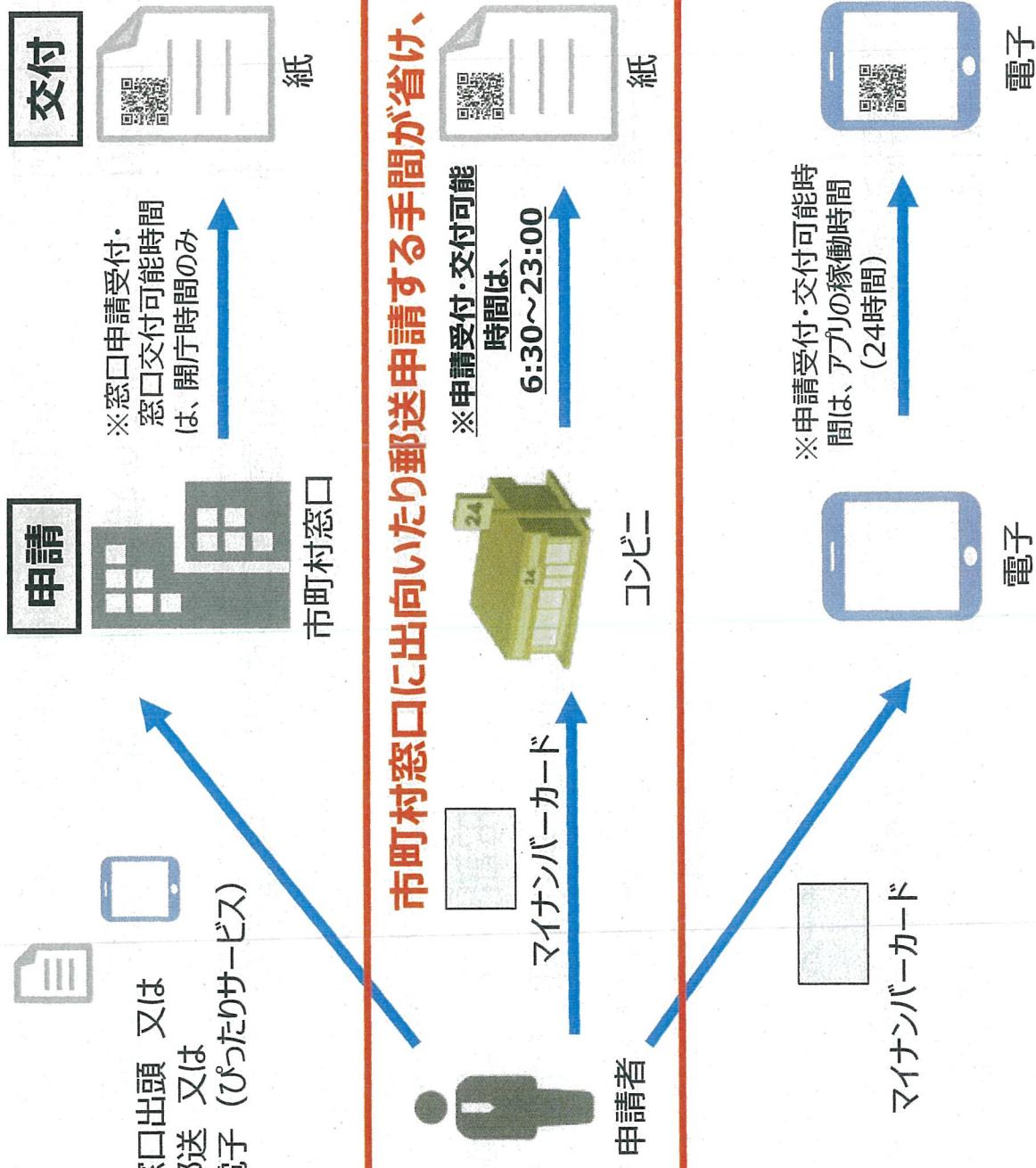
- ワクチン接種証明書については、昨年末にアプリのリリースなどのデジタル化を行つたところであるが、今後、接種証明書アプリでカバーできない国民の利便性向上に関する対応として、接種証明書のコンビニ交付を可能とする方向。

「想定されるコンビニ交付のニーズ」

- ・ 市町村窓口の閉庁時間（土日）等に紙での接種証明書を必要とする場合
- ・ 電子ではなく紙での接種証明が必要な場合（「提示」ではなく「提出」が求められた場合など）
- ・ 転居により複数の市町村で接種を受けた場合
- ・ 高齢者など、スマートフォンを持つていない場合
- ・ スマートフォンの持参忘れ、故障・紛失、電池切れなどの発生時に備えた取得

⇒ ワクチン接種証明書は、接種記録が複数の市町村にまたがる場合に、国民の手続きが煩雑となることから、アプリ交付と同様、全市町村がコンビニ交付に参加することが重要。

接種証明書における申請・交付（イメージ）



参考：証明書等のコンビニ交付サービス

全国のコンビニエンスストア等（約56,000）で住民票の写し等が取得可能。

コンビニ交付サービス対象人口

| | 導入団体 | 対象人口 |
|------------|------|----------|
| 令和4年4月1日時点 | 946 | 11,185万人 |
| 令和4年度末見込み | 953 | 11,201万人 |

※ 令和4年度末までにほとんどの住民が利用できる環境を確実に配備



接種証明書のコンビニ交付における制度設計（案）

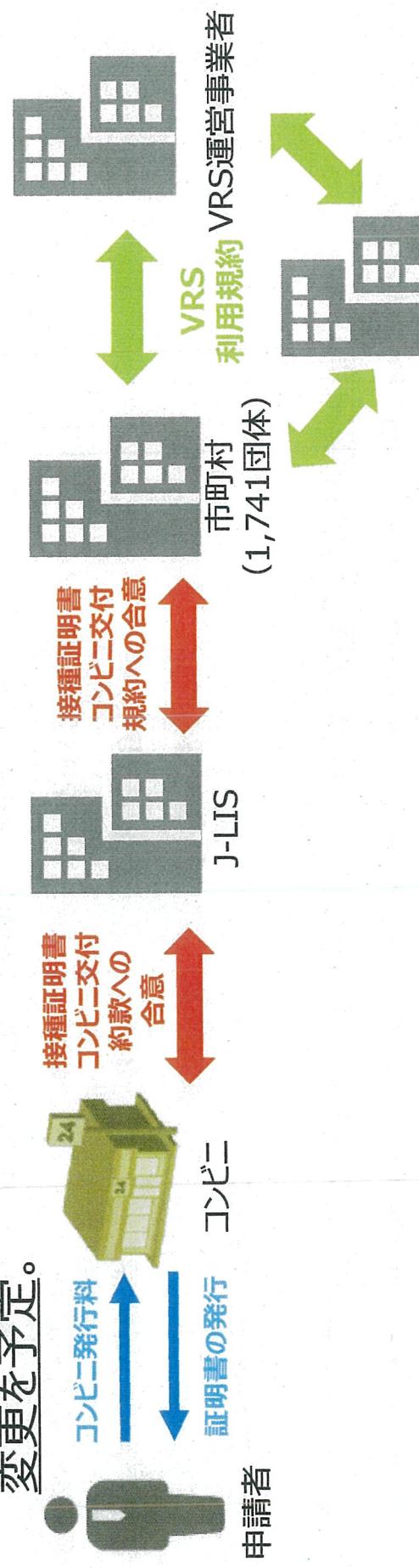
＜基本的考え方＞

- 新型コロナ禍が続く中、その緊急性及び国民のニーズにきめ細かく対応する観点から、国が主導する形で早期に全ての市町村が参加しやすい仕組みとする。

＜仕組み＞

- ・ 国が一括してシステム改修し、その導入経費は国が負担（市町村のシステム改修や導入経費負担は不要）。
- ・ 令和4年度は運用経費を国が負担。
- ・ 市町村における条例策定、予算措置は不要。市町村は申請者から手数料を徴収せず、コンビニに生じる実費相当分を申請者がコンビニへ支払う。
- ・ 接種証明書のコンビニ交付サービスを利用するための各種規約への市町村による同意。
- ・ 令和5年度以降は、運用経費、条例策定、予算措置、契約形態などの取扱変更を予定。

- ・ 令和5年度以降は、運用経費、条例策定、予算措置、契約形態などの取扱変更を予定。



ワケチシソ接種証明書のコンビニ交付について

- 各市町村におけるシステム改修などを実行わざに、VRSを国が一括して改修することで制度導入を可能とする仕組みを構築予定。



- ※ 海外用の接種証明書について
- ・ コンビニ交付での海外用の接種証明書に記載されるパスポート情報について、VRSに記録されている発行履歴のパスポート情報を活用。
 - ・ そのため、事前にパスポート情報の登録がないと海外用の接種証明書のコンビニ交付はできない。
 - ・ 事前に市町村窓口やアプリで接種証明書の交付申請を行い、発行履歴としてパスポート情報をVRSに記録した後であればコンビニ交付が可能となる。

市町村において準備いただきたい作業

- 令和4年夏頃からのサービス開始を予定しております。
- 全ての市町村において、開始までに、下記の対応をお願いいたします（アプリサービス開始時と同様、サービス利用開始に係る同意及びPIAの見直しが必要です。）。
- 詳細については、追って事務連絡等で御連絡いたします。

1 接種証明書のコンビニ交付サービスの実施に係る規約への同意

接種証明書のコンビニ交付サービスについては、通常の証明書等のコシビニ交付と運用が異なるため、接種証明書専用の規約を用意する予定。当該規約への同意を実施※ 通常のコンビニ交付を実施している場合においても、接種証明書のコンビニ交付サービスの利用に係る規約への同意が別途必要

2 特定個人情報保護評価（PIA）の（評価書の）見直し

新たにコンビニのキオスク端末から個人番号を取得することに伴い、特定個人情報の取扱いに変更が生じるため、特定個人情報保護評価の再実施が必要と考えられる。

3 改正後のVRSの利用にあたつての確認事項への再同意

特定個人情報の取扱いに変更が生じるため、「新型コロナワクチン接種記録システムの利用にあたつての確認事項」を改正する予定であることに伴う再同意を実施

参考：市町村における令和4年度の準備作業

| 市町村における準備作業 | 接種証明書 のアプリ交付 | 接種証明書 のコンビニ交付 | (参考) 住民票等の コンビニ交付 |
|--------------------------------------|-----------------|------------------|-------------------------|
| 市町村負担によるシステム改修 (証明発行サーバーの開発・運用など) | 不要 | 不要 | 必要 |
| 手数料条例の策定 | 不要 | 不要（※） | 必要 |
| 交付のためのシステム運営経費 (J-LIS運営負担金の支払いなど) | 不要 | 不要（※） | 必要 |
| 歳出・歳入予算の計上 | 不要 | 不要（※） | 必要 |
| 特定個人情報保護評価（PIA）の見直し | 必要 | 必要 | 不要 |
| サービス利用開始に係る同意 | 必要 | 必要 | 必要 |

※令和5年度以降は取扱いを変更予定

コンビニ交付に係る特定個人情報保護評価の実施について

- 接種証明書のコンビニ交付に当たっては、新たにコンビニのキオスク端末から個人番号を取得することに伴い、特定個人情報の取扱いに変更が生じるため、特定個人情報保護評価の再実施が必要。

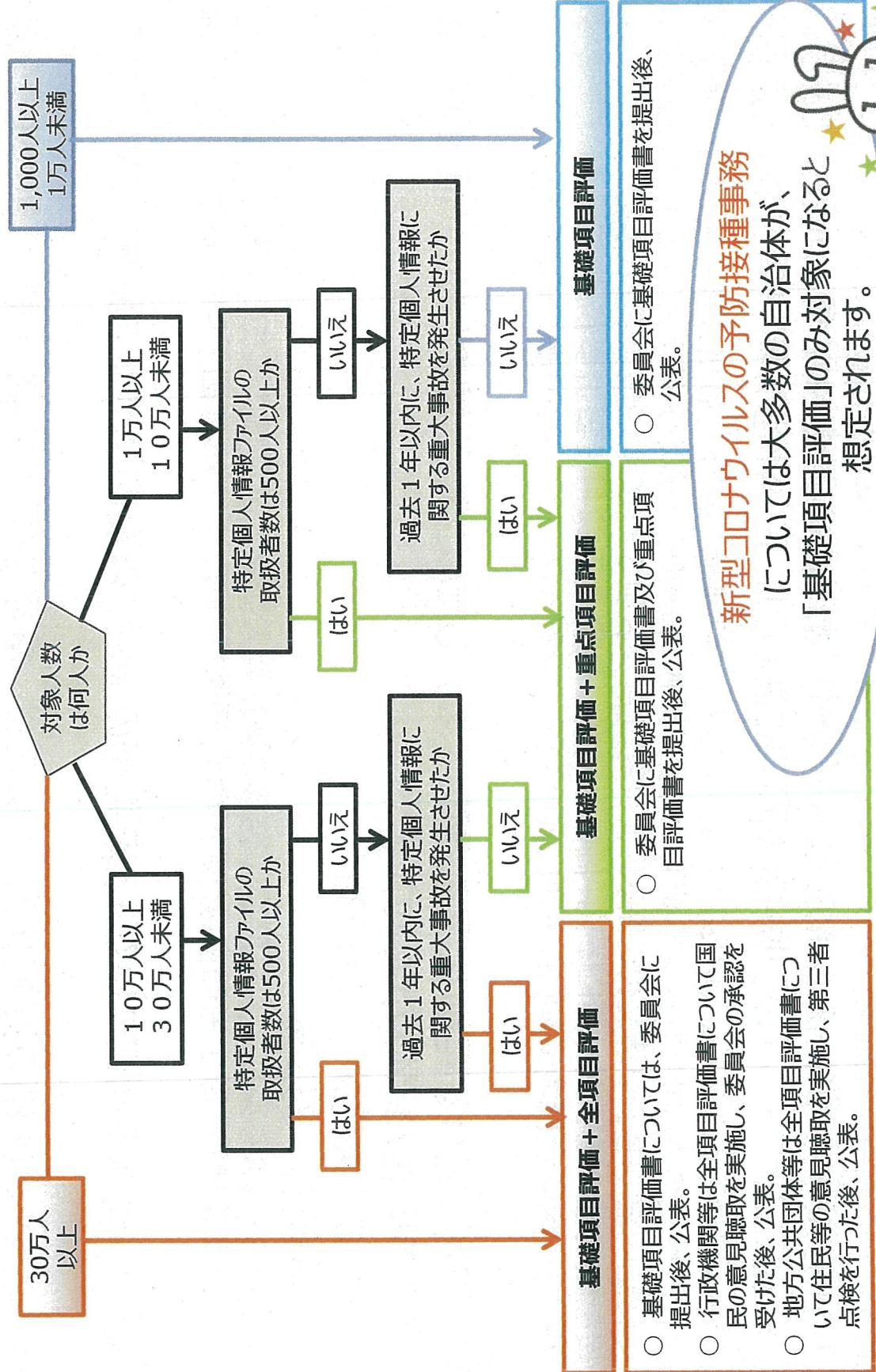
※ 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）に基づき、事後評価としている場合であっても、評価等を実施することが困難な状態が解消された時期において、可及的速やかに評価等を行ふことが必要。

- 接種証明書のコンビニ交付開始に当たっての評価の再実施については、事前に実施することが原則である。他方、コロナ渦において追加接種が継続し、海外渡航の円滑化、社会経済活動の正常化等に向けた取組として、接種証明書を取得する需要は依然として高い中（必要性）、国民のきめ細やかなニーズに対応し、市町村窓口での対面を避け、より簡素な手続により交付できるよう、コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要があり（緊急性）、事前に評価を実施することが困難な状態に~~ある場合は、事後評価の適用~~対象に~~なり得るものと~~考えられる。ただし、この場合であっても、評価を実施することが困難な状態が解消された時期において、可及的速やかに評価を行うことが必要。

新型コロナワクチン接種事務に係る特定個人情報保護評価の実施について

- VRSの利用や接種証明書の交付に係るマイナンバーの利用にあたって、新型コロナウイルスの予防接種事務に係る特定個人情報保護評価の実施や見直しが必要であり、これまで、新型コロナウイルスの予防接種事務に關し、以下の評価の実施等について連絡済。
 - ① ワクチン接種記録システム（VRS）を用いること等に伴う評価の実施（令和3年4月23日付事務連絡）
 - ② 接種証明書の窓口申請・郵送申請受付に係る評価書の修正（令和3年7月26日付事務連絡）
 - ③ 接種証明書の電子申請受付に係る評価の再実施（令和3年8月19日付事務連絡）
 - ④ 接種証明書の電子交付等に係る評価の再実施（令和3年12月3日付事務連絡）
 - ⑤ VRSの一括照会機能追加に係る評価書の修正（令和4年3月10日付事務連絡）
- 各市町村における実施状況を調査（※）したところ、下記のとおり（回答率（は約）80%（1392市町村/1741市町村））。
 - ・①～⑤まで実施済：約60%
 - ・全て未実施：約3%
- ※新型コロナウイルス感染症の予防接種事務等の特定個人情報保護評価の実施状況調査について（令和4月3月18日事務連絡 厚生労働省健康局健康課予防接種室、デジタル庁国民向けサービスG（VRS担当））
- 上記①～⑤の評価については、未実施の場合、可及的速やかに実施していただきたい。
- また、これらの評価の実施状況については、番号法第29条の3第2項に基づく個人情報保護委員会の定期的な報告等において調査予定。

しきい値判断



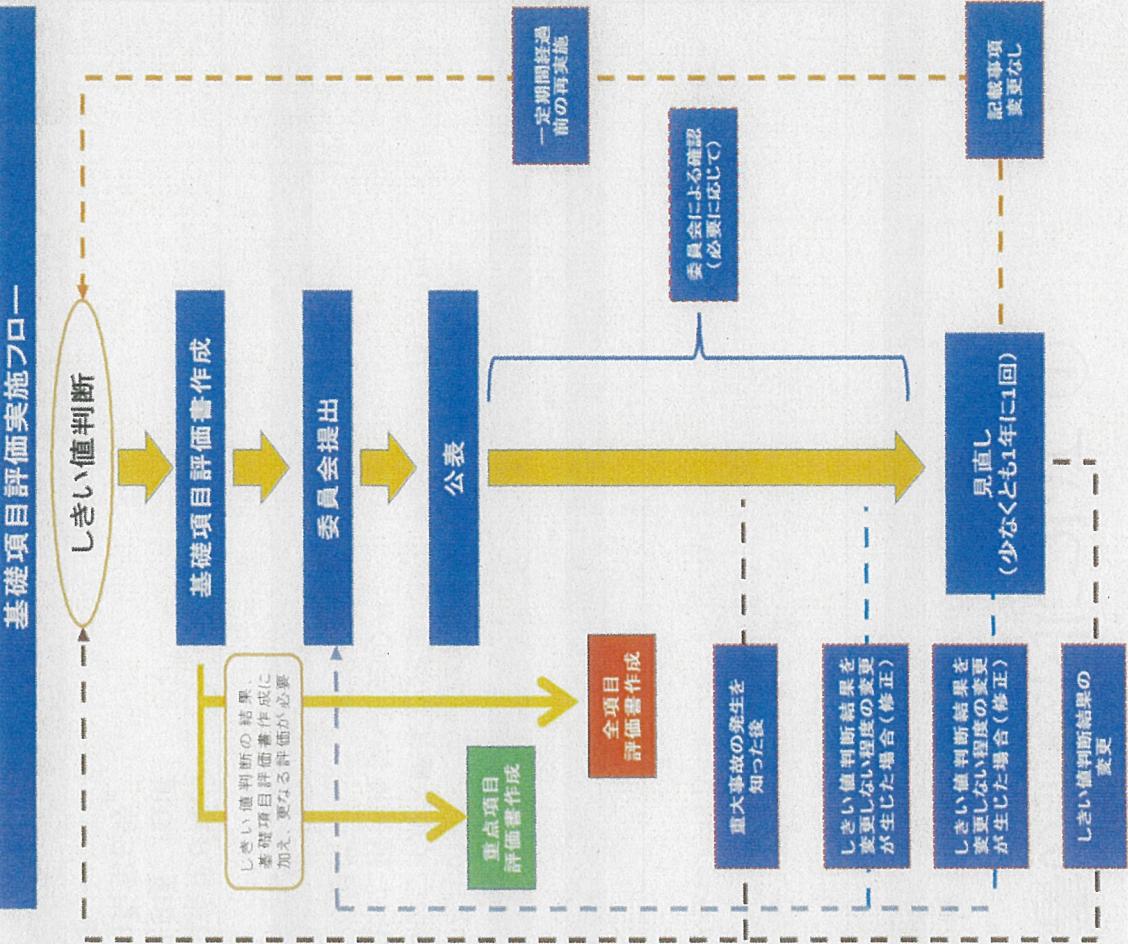
「基礎項目評価」の概要



「基礎項目評価」は、①評価書作成、②委員会提出、③公表の3ステップのみとなります

記載事項

- I 関連情報
しきい値判断項目
- II 対象人数
評価対象の事務の対象人數は何人か
- III 取扱者数
特定個人情報ファイルの取扱者數は500人以上か
- IV 重大事故
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか
- V しきい値判断結果
- VI リスク対策
 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類
 2. 特定個人情報の入手
(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
 3. 特定個人情報の使用
 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 5. 特定個人情報の提供・移転
(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続
 7. 特定個人情報の保管・消去
 8. 監査
 9. 従業者に対する教育・啓発



【参考】基礎項目評価書の記載例について ①

I 関連情報（青字：VRSの使用、赤字：接種証明書の交付、緑字：情報提供NWSでの情報連携）

| | | | | | |
|-----------------------------|--|--|--|--|--|
| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事業 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 | | | | |
| ①事務の名称 | | | | | |
| ②事務の概要 | | | | | |
| ③システムの名称 | ワクチン接種記録システム(VRS) | | | | |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | 予防接種記録ファイル(特定個人情報ファイルの名称を記載) | | | | |
| 3. 個人番号の利用 | 番号法第9条第1項、別表第一の10の項(予防接種法) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事業におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) | | | | |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | | | | | |
| ①実施の有無 | [実施する] | | | | |
| ②法令上の根拠 | 【情報照会の根拠】: 番号法第19条第8号、 別表第二 16の2項、17項、18項、19項 【情報提供の根拠】: 番号法第19条第8号、 別表第二 16の2項、16の3項 | | | | |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | | | | | |
| ①部署 | ●●市●●部●●課 | | | | |
| ②所属長の役職名 | ●●課長(評価の実施部署の名称及び所属長の役職名を記載) | | | | |
| 6. 他の評価実施機関 | | | | | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | 請求先 部署の名称、住所、電話番号等 | | | | |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先 | 部署の名称、住所、電話番号等 | | | | |

【参考】基礎項目評価書の記載例(について)②

| II しきい値判断項目 | |
|---|---|
| 1. 対象人数 | 評価対象の事務の対象人数は何人か 〔1万人以上10万人未満〕 |
| 2. 取扱者数 | いつ時点の計数か 令和4年4月5日 時点 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か |
| 3. 重大事故 | いつ時点の計数か 令和4年4月5日 時点 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか |
| III しきい値判断結果 しきい値判断結果 基礎項目評価の実施が義務付けられる | |

既存の予防接種事務の評価書に新型コロナウイルスの予防接種事務を追加する場合、しきい値判断の結果に変更が生じることも考えられるので注意が必要です。

【参考】基礎項目評価書の記載例について（③）

IV リスク対策

| | | | | |
|--|-----|------------------------|--------------|---|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | [] | 基礎項目評価書 | <選択肢> | 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | | | |
| 2. 特定個人情報提供ネットワークシステムを通過した入手を除く。) | [] | 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | <選択肢> | 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | [] | 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | []委託しない | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | [] | 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | []提供・移転しない | |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | [] | 8. 監査 | []接続しない(入手) | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | [] | 従業者に対する教育・啓発 | <選択肢> | 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている |

IVリスク対策の2～7については、特定個人情報の取扱いの各場面（入手～保管・消去）における、リスクに対する措置について、その内容を確認し、実施状況を選択してください。8については、監査を実施している場合、その方法を選択してください。9については、特定個人情報を取り扱う従業者への教育・啓発の実施状況について選択してください。

2. その他（接種証明書制度の現況）

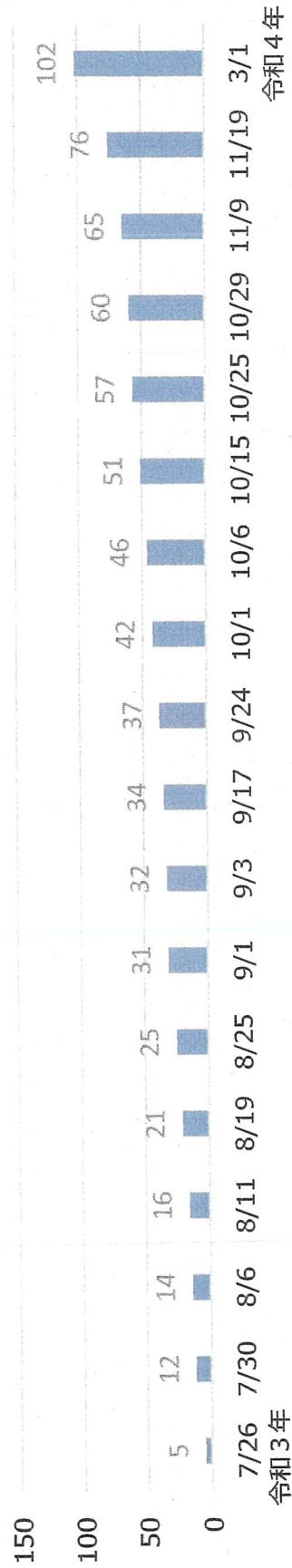
接種証明書の諸外国との調整状況

▶ 接種証明書が入国時に有効と認められる国・地域(については、令和3年7月末の制度開始当初の5カ国から102カ国・地域(令和4年3月24日時点)まで増加している。

接種証明書が使用可能な国・地域一覧 (令和4年3月24日時点)

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---|--------------|---|--------------|---|-------------|-----------|--------------|--------------------------|-------------------|--|-------------|--|---------------------|--|
| 【アジア】 | インドネシア 韓国 シンガポール スリランカ タイ 台湾 ネパール バングラデश 東ティモール フィリピン ブータン ブルネイ ベトナム 香港 マカオ マレーシア モルディブ モンゴル | 【大洋州】 | オーストラリア サモア ソロモン諸島 ニュージーランド パプアニューギニア パラオ フィジー マーシャル諸島 | 【中南米】 | エルサルバドル キューバ グアテマラ コスタリカ ジャマイカ セントクリストファー・ネービス セントビンセント トリ トリニティ共和国 ドミニカ共和国 ニカラグア パナマ パラグアイ ペルー バルバドス ブラジル ホンジュラス | 【北米】 | カナダ 米国 | 【中南米】 | アルゼンチン 英領ノ福島 エクアドル | 【中東・北アフリカ】 | アラブ首長国連邦 イスラエル イラク オマーン クウェート チュニジア トルコ バーレーン レバノン | 【欧洲】 | スロベニア チエコスlovakia デンマーク ドイツ トルコメニスタン バチカン フィンランド フランス ブルガリア ベルギー ポーランド ボスニア・ヘルツegovina マルタ モナコ リトアニア ルーマニア ルクセンブルク モルタニア モルディブ | 【サブサハラ・アフリカ】 | アンゴラ エチオピア ガボン セーシル モーリシャス モーリタニア ルワンダ |
|--------------|---|--------------|---|--------------|---|-------------|-----------|--------------|--------------------------|-------------------|--|-------------|--|---------------------|--|

(参考) 対象国・地域数の推移



ワクチン接種証明書の外国国内での活用について

- これまでも各省のHP等でご案内しているとおり、海外用の接種証明書は、諸外国が講じている水際防疫措置の緩和・免除を受けるために発行しているものであり、当該緩和等の取扱いについては、諸外国とも事前に調整の上で、認められたもの。
 - 一方で、渡航先国内における飲食店などにおける利用を保証するものではないため、利用できないことにによる影響が大きい場合は、接種証明書の提示を求められるのかどうか
 - 求められる接種証明書の性質・範囲
- ①当該国との制度との関係 例えば、日本の接種証明書など自国外の発行した証明書が認められるのか、二次元コードが記載されていないと認められないのか
- ②店舗側のルールとの関係 例えば、日本で発行している二次元コード（SHC規格、VDS-NC規格）が読み取ることができることか
- などについて、申請者において事前にご確認いただいたことが必要。

接種証明書アプリのアップデート

- ▶ 新型コロナワクチン接種証明書アプリをリリース後、約2週間に1度のペースで継続してアップデート。
- ▶ 更新情報については、デジタル庁のWebサイトにも掲載。
- ▶ アプリのエラーコードの一覧をLGWANポータルに掲載。
- ▶ デジタル改革共創プラットフォーム（本資料末尾に参考資料掲載）でも適宜情報発信中。

アプリの主な改修内容

1月21日 モデルナワクチンの製品名を「COVID-19ワクチンモデルナ」から「スパイクバックス」に変更

※1月20日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書におけるモデルナ社のワクチンの製品名変更について」を参照。

旧姓等が併記されたマイナンバーカードに対応

※1月21日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書発行マニュアルの改正について」を参照。

小児用ファイザーソワクチンの接種記録に対応

※2月16日付事務連絡「5～11歳の子どもへの接種に伴うVRSの変更点について」を参照。

市区町村の問合せ先の表示機能の追加

※3月7日付事務連絡「新型コロナワクチン接種証明書アプリにおける市区町村の問合せ先の表示機能の追加について」を参照。

最新版のアプリへのアップデートを適宜ご案内ください。

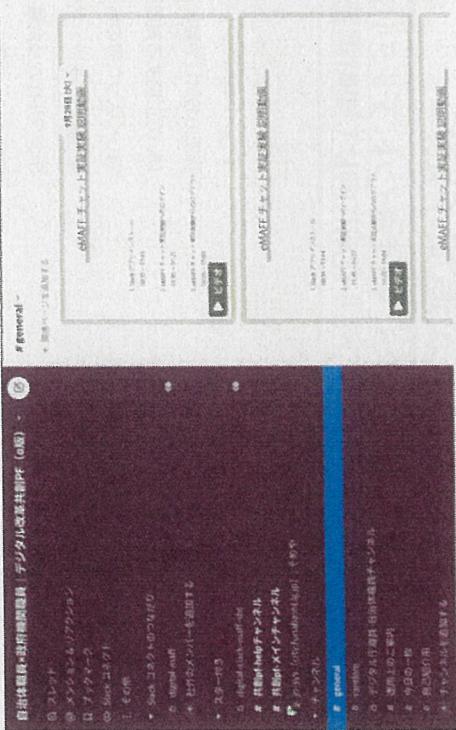
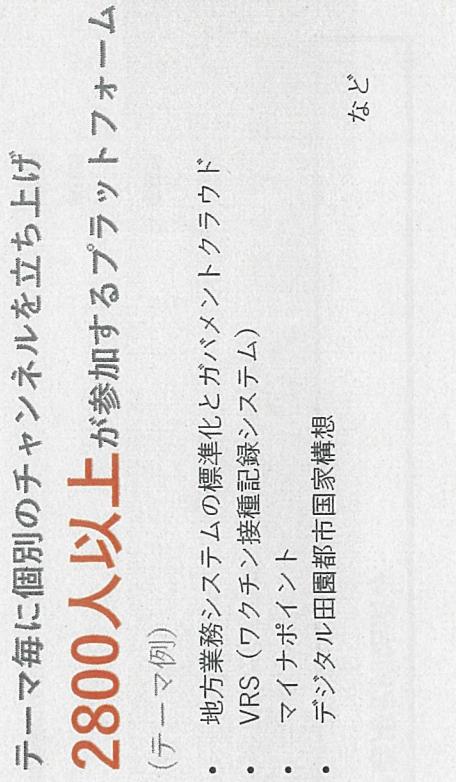
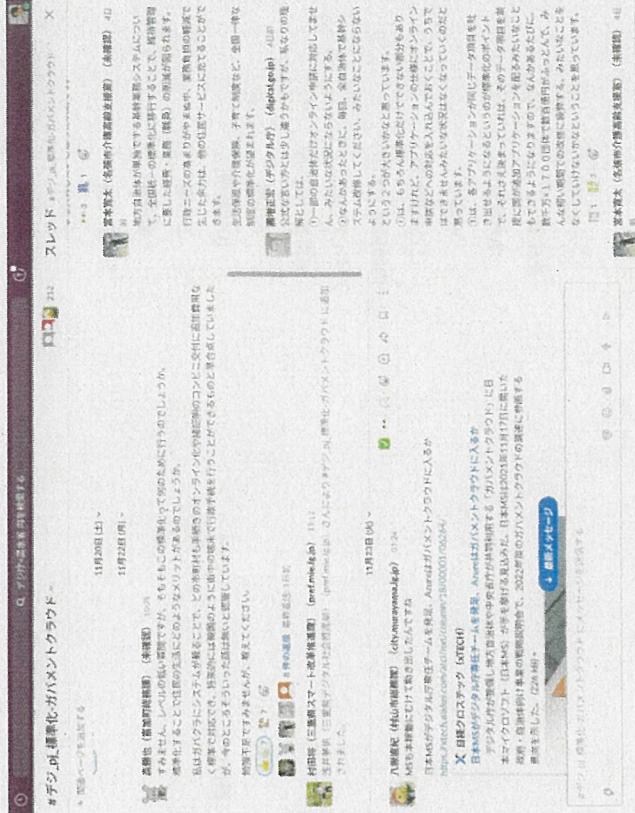
(アプリをアップデートしても取得済の電子版接種証明書は保持されます)

【参考】デジタル改革共創プラットフォームについて

デジタル改革共創 プラットフォーム

政府と自治体職員とのコミュニケーションの場である
自治体職員×政府機関職員「デジタル改革共創プラットフォーム」

- ・ 自治体職員で**あればどなたでも**参加可能
- ・ 政府機関職員に**参加者を限定**する
- ～**自由な情報共有**と**意見交換**が可能
- ・ 既存**コミュニケーションツール**「Slack」を活用
- **LGWAN**対応に向け**調整中**
- ・ デジタル庁のみならず**他省庁と統合・横展開予定**
- ※**農水省**の優良事例をデジタル庁として採用



テーマ毎に個別のチャンネルを立ち上げ
2800人以上が参加するプラットフォーム
(テーマ例)

- ・ 地方業務システムの標準化とガバメントクラウド
- ・ VRS (ワクチン接種記録システム)
- ・ マイナポイント
- ・ デジタル田園都市国家構想

など

【参考】デジタル改革共創プラットフォームについて

主なチャネル一覧（順次追加予定）

- テーマ別チャネルでは、ガバクラ、VRS、マイナポイント、デジタル田園都市国家構想等で運用を開始済み
- 参加者から要望のあつたテーマのチャネル作成に向けた随時調整を進めていく

| チャネル名 | 利用目的 | ファシリテーター |
|--------------------------|---|------------------|
| デジ_all_イベント情報 | イベント告知やプレスリリース等の発表 機能のお試しや書き込みのテスト 使い方に関する質問等 | 事務局 |
| デジ_all_書き込み練習 | 新しく入った者の自己紹介 | 事務局 |
| デジ_all_ご利用ヘルプ | 事務局へのチャネル作成要望 | 事務局 |
| デジ_all_チャンネル作成要望 | デジタル庁から全員への周知（チャネル新規作成、利用案内など） | 事務局 |
| デジ_all_デジタル庁からのお知らせ | 後述のテーマ別チャネルがないテーマについて相談 | 事務局 |
| デジ_all_何でも相談 | 自治体のDX推進計画に関すること | データ班 |
| 自治体DX計画 | オープンデータに関すること | 総務省・デジ庁 |
| デジ_pj_オープデータ | マイナポイントに関すること | 地方業務班 |
| デジ_pj_マイナポイント | 地方業務システム標準化・ガバクラに関すること | VRS班 |
| デジ_pj_標準化・ガバメントクラウド | VRSに関すること | こども教育班 |
| デジ_pj_VRS | こどもに関する情報・データ連携に関すること | 内閣官房・デジ庁 |
| デジ_pj_こども情報連携 | デジタル田園都市国家構想に関すること | デザイナーユニット |
| デジ_pj_デジタル田園都市国家構想 | 行政におけるデザインに関すること | 総務省・デジ庁 |
| デジ_pj_サービスデザイン | デジタル人材の育成や確保、活用に関すること | OSS班 |
| デジ_pj_デジタル人材 | マイナポータルを利用した引越しOSSに関すること | ID認証班 |
| デジ_pj_引越しOSS | Teams上でやりとりしていただいたTFのやり取りをTeamsに移行したもの | 三重県 |
| トータルデザイン実現に向けた自治体タスクフォース | 三重県内のデジタル化に関すること | 奈良県 |
| デジ_re_三重県 | 奈良県内のデジタル化に関すること | 群馬県 |
| デジ_re_奈良県 | 群馬県内のデジタル化に関すること | 千葉県 |
| デジ_re_群馬県 | 千葉県内のデジタル化に関すること | 東京都 |
| デジ_re_千葉県 | 東京都内のデジタル化に関すること | 長崎県内のデジタル化に関すること |
| デジ_re_東京都 | 長崎県内のデジタル化に関すること | デジ_re_長崎県 |

【参考】デジタル改革共創プラットフォームについて

参加方法

●登録マニュアル

(https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/digital/20211110_emaffdc_cp_registration_manual_01.pdf) をお読みいただき、**登録フォーム** (<https://forms.office.com/r/E7A93w4ygJ>) から共創プラットフォームへの参加申請をしてくださいま
すようお願いいたします。

▶登録までの流れ

- ① インターネットメールが受け取れる「.lg.jp」「go.jp」のドメインのメールアドレスが必要です。
「.lg.jp」「go.jp」以外のメールアドレスも専用リンクから申請可能ですが、審査に時間を要します。
- ② LGWANに対応していないため、自治体職員の方の登録は、**インターネット接続系端末もしくは私用のデバイス(PC、スマホ等)**をご用意ください。
- ③ 登録フォーム (<https://forms.office.com/r/E7A93w4ygJ>) から参加申請。デジタル庁職員が申請を確認します。その後、招待メールが届きますので、**登録マニユアル**の手順に従って操作してください。

▶問い合わせ先



詳細は「デジタル庁 共創PF」で検索。デジタル庁お知らせページをご覧ください。
<https://www.digital.go.jp/posts/4PB81KNy>



お問い合わせはメールで受け付けています。
デジタル庁 デジタル改革共創プラットフォーム事務局: co-creation-platform@digital.go.jp

【参考】デジタル改革共創プラットフォームについて

(参考)利用ルール①

| 大項目 | 中項目 |
|-----------------|--|
| 利用資格 | <ul style="list-style-type: none">管理者は、デジタル庁「デジタル改革共創プラットフォーム事務局」になります（農水省と共同運営） |
| アカウント | <ul style="list-style-type: none">・1つのメールアドレスにつき、1つのアカウントを付与しております。※自治体ごとの数の制限はありません。※申請は組織アカウントでも可能ですが、個人名での登録をお願いします。（書き込まれた内容は、組織を代表したものは取り扱いません） |
| プロフィール | <ul style="list-style-type: none">・アカウントのプロフィールは、氏名やプロファイル画像は個人で編集してください。・プロフィール画像はないとしてもチャンネルがとてもさみしく見えるので、ぜひ個性のある画像をお願いします。 |
| ワークスペース・チャンネル | <ul style="list-style-type: none">・チャンネルの作成希望は #デジ_チャンネル作成要望 等でご相談ください。・Slackの機能や運用に関するご質問は、質問用のチャンネルに投稿をお願いします。・チャンネルが荒れた場合や、議論を終了した場合は、チャンネルの削除やアーカイブ化を行います。 |
| Slackの外部アプリ等の連携 | <ul style="list-style-type: none">・まずはミニマムかつシンプルにスタートしますが、Slackの特徴である外部アプリ等の連携については、今後みなさんと相談しながら検討していきます。 |

【参考】デジタル改革共創プラットフォームについて

(参考) 利用ルール②

| 大項目 | 中項目 | 細項目 |
|-------|-----|--|
| 投稿ルール | | <ul style="list-style-type: none">・投稿は個人のご意見として取り扱います。（組織を代表とした意見としては取り扱いません）・自由闇な議論のため、所屬する組織や役職等にとらわれない、前向きな投稿をお願いします。・意見交換の大前提是お互いの「信頼」です。信頼を壊すような行為は絶対にやめましょう。・誰もが平等地に課題やアイデアを積極的に投稿できます。ただし、他者にコメントする際は、一方的な否定から入らないように注意しましょう。また、単に「それはダメだ。ムリだ」と「感想」を述べるのだけでなく、必ずその理由や対案を付記し「意見」を述べるように気をつけましょう。・他者のアイデアや意見の一部を切り出して他のソーシャルメディア等に転載することはルール違反です。転載を希望する場合は事前に発言者の許諾を得ましょう。・個人情報や機密性のある投稿や資料は書き込んだり格納したりしないようにしましょう。・おやすみモードや休暇中等のステータスはみんなで尊重しましょう。・「お世話になります」といったビジネス慣用句がないことを「マナー違反」とは思わないようにしましょう。・「お世話になります」といったビジネス慣用句では使用しないことが一般的とされています。・伝えたい相手がはっきりしているときはメンション「@」を使って宛先を明確にしましょう。少々のミスや失敗はにこやかにスルーしてください。・不慣れなメンバーがいることを前提に温かく振る舞いましょう。他の投稿が流れてしまうためやめましょう。また、自己宣伝やスパム、無関係なリンク等の投稿はやめましょう。・記事・広告の貼り付けのみ等、意見を伴わない投稿は、意見交換につながらにくく、他の投稿が流れてしまう。・詐謗中傷その他不快感を与える投稿は現に慎みましょう。・ルールやマナーを書しく逸脱する行為が見受けられた場合は、やむを得ず発言者の許可なくコメントを削除又は退会いただく場合があります。 |
| | | <p>情報の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none">・共創PFで得られた情報は、各行政組織間での取扱いにとどめ、外部に公表することはご遠慮ください。・個人情報に関する内容等は、関連法規を遵守の上、取扱いをお願いします。 |
| | | <p>ルール違反</p> <ul style="list-style-type: none">・運用ルールへの違反・迷惑行為等については、投稿の削除や修正、アカウントの削除依頼等を行います。 |

